平成２４年（フ）第２３号
北九州市門司区庄司町13番５号
債務者　安藤　正太
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　疋田　展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２４２８号
札幌市北区新琴似２条６丁目５番10号
債務者　菅原　智淳
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋谷　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１号
神奈川県横須賀市長沢１丁目20番27号　グランデールＡ―201
債務者　星野　　周
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１０号
岐阜県大垣市藤江町１丁目１番地10　ローレルコートアトレ大垣105
債務者　恩田　豊實
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮島　栄祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第３１３号
長崎県長崎市三ツ山町1851番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷859番地６―Ａ棟105号
債務者　前川　栄治
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵口　純吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５０９号
札幌市白石区本郷通２丁目南４番20号
債務者　伊藤美津子
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月19日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２６号
茨城県守谷市本町3289番地の９、前住所茨城県守谷市薬師台４丁目13番地61
債務者　中村　五男
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　眞鍋　涼介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第６号
釧路市暁町９番123号　クレステージ暁123号
債務者　ラーメンさんぱち釧路新橋大通店こと菊池　内機
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第７号
釧路市暁町９番123号　クレステージ暁123号
債務者　菊池　絹恵（旧姓宮武）
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後４時25分
5　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第６６２号
茨城県ひたちなか市大字市毛404番地の154
債務者　石崎　豊春
1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武藤英一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第８９号
秋田県雄勝郡羽後町上仙道字岩渕74番地
債務者　土田　紀子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６号
長野市大字柳原2431番地７
債務者　大草　孝雄
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　勝巳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２号
北海道岩見沢市緑町１丁目１番31―203号　ハイツパピヨン
債務者　日小田浩一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤明日子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６５５号
鹿児島県鹿児島市上之園町７番地１　ユーハイム雄402号
債務者　泊　　清
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第２号
鹿児島県日置市吹上町中之里1695番地
債務者　宮下さやか
1　決定年月日時　平成24年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
北海道勇払郡むかわ町福住２丁目133番地
債務者　石澤　敏彦
1　決定年月日時　平成24年１月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１１１５号
仙台市泉区住吉台西３丁目３番地の16
債務者　大渕　留美
1　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係